

令和6年度厚生労働科学研究費補助金（障害者政策総合研究事業）「処方薬や市販薬の乱用又は依存症に対する新たな治療方法及び支援方法・支援体制構築のための研究」（研究代表者 松本俊彦）
分担研究報告書

処方薬・市販薬による中毒死の実態に関する研究

研究分担者 引地 和歌子
東京都監察医務院 部長監察医

研究要旨

【研究目的】東京都23区における処方薬・市販薬による中毒死の実態を、該当事例の後ろ向き調査により明らかにする。

【研究方法】東京都23区におけるすべての外因死事例を網羅している東京都監察医務院において、令和2年から令和4年にかけての原死因が医薬品中毒に該当すると診断された事例（ICD-10コード上、T36.0-T50.9）を抽出し、そのうち医師による処方箋を必要としないで入手された薬剤（いわゆる市販薬）が死亡に関与していると判断された事例の分析を後ろ向きに行った。

【研究結果】医薬品中毒に該当した事例数は3年間で合計296例（男女比140：156例）であった。そのうち市販薬が死亡に関与していると判断された事例は合計25例であり、全医薬品中毒事例数の1割弱を占めた。その経時的な内訳は、令和2年5例、令和3年9例、令和4年11例であった。使用されていた市販薬は、ばらつきも認めたものの、25例中最頻出はジフェンヒドラミンを含有する市販薬（8例）、次点はコデインを含有する市販薬（5例）であった。

【考察と結論】当院において取り扱われた、東京都23区内における医薬品中毒による死亡事例数は年ごとのばらつきが大きく、増減傾向については今後引き続き継続的に注視していく必要があると考えられた。使用されていた最頻出の薬剤であった、ジフェンヒドラミンを含有する薬剤、コデインを含有する薬剤はいずれも国内では第二種医薬品に分類されており、対面での服薬指導等は義務化されておらず、インターネット上の購入にても制限は設けられていないのが実情である。医薬品中毒の大半は処方薬が原因であり、全体に占める割合として、市販薬に関与している事例は大きいとは言い難い。しかしながら、社会全体におけるインターネットの普及に伴い、死亡という転帰につながりうる物品の調達に、市販薬を含め、以前と比較して容易になっている点は否めない。購入経路を完全に規制することは現実的に困難であるとしても、犯罪行為や乱用防止の観点から、関係各所への注意喚起は必須であると考えられる。

研究協力者 なし

A. 研究の背景と目的

過量服薬が医学的・社会的な問題と認識されて久しく、救急医学や精神科領域を中心とした臨床の医療現場から、時流の変化を反映した実態が報告されている。しかしながら、死亡事例に至っては届出の性質上、事例毎の背景を含めた詳細な実態把握が困難であるのが実情であり、直近の実態を含めて不明な点が多い。東京都監察医務院は、東京都 23 区における、医薬品中毒と含めた外因死事例を全数把握している唯一の機関である。この特性を生かし、令和 2 年から令和 4 年にかけての原死因が医薬品中毒に該当すると診断された事例（ICD-10 コード上、T36.0-T50.9）を抽出し、そのうち医師による処方箋を必要としないで入手された薬剤（いわゆる市販薬）が死亡に関与していると判断された事例の分析を後ろ向きに行った。

本分担報告書では、第 2 年度の結果を報告する。

B. 研究方法

今年度は令和 2 年から令和 4 年の 3 年間ににおける、原死因が医薬品中毒に該当すると診断された事例（ICD-10 コード上、T36.0-T50.9）のうち、いわゆる市販薬が死亡に関与していると判断された事例について、事例毎に後ろ向きに分析を行った。

C. 研究結果

医薬品中毒の該当事例数は令和 2 年 77 例、令和 3 年 107 例、令和 4 年 112 例、合計 296 例であり、そのうち市販薬が死亡に関与していると判断された事例は合計 25 例であった。なお、該当期間中、東京都監察医務院における全取扱事例数は各々令和 2 年 14351 例（うち病死 9607 例）、令和 3 年 14241 例（うち病死 9796 例）、令和 4 年 16276 例（うち病死 11130 例）であった。

いわゆる市販薬が死亡に関与していると判断された事例のうち、使用されていた市販薬の中には、約 30 年前に発売された書籍にて、ドラッグストアにて容易に購入可能であると紹介されているジフェンヒドラミンを含有する市販薬から、本来日本国内で入手するには医師による処方箋を必要とするものの、インターネットを通じて購入し、海外から個人輸入された薬剤や、入手時期や経路は詳細不明ながら、非医療従事者が吸入麻酔薬であるセボフルレンを所持・使用して死亡に至っていた事例も認められた。25 例中最頻出はジフェンヒドラミンを含有する市販薬（8 例）、次点はコデインを含有する市販薬（5 例）であった。

D. 考察

ジフェンヒドラミンを含有する薬剤、コデインを含有する薬剤は国内では第二種医薬品に分類されており、対面での服薬指導等は義務化されておらず、インターネット上の購入にても制限は設けられていないのが実情である。医薬品中毒の大半は処方薬が原因であり、全体に占める割合として、市販薬に関与している事例は大きいとは現時点では言い難い。しかしながら、社会全体におけるインターネットの普及に伴い、死亡という転帰につながりうる物品の調達、市販薬を含め、以前と比較して容易になっている点は否めない。対面、インターネット如何にかかわらず、購入経路を完全に規制することは現実的に困難であるとしても、犯罪行為や乱用防止の観点から、関係各所への注意喚起は必須であると考ええる。

E. 結論

今年度、本研究分担班では、令和 2 年から令和 4 年にかけての、原死因が医薬品中毒に該当すると診断された事例（ICD-10 コード上、T36.0-T50.9）のうち、いわゆる市販薬が死亡に関与していると判断された事例について、事例毎に後ろ向きに分析を行い、個々の事例についての内容の後ろ向き調査を行った。該当事例数が医薬品中毒全体に占める割合が 1 割弱であり、

かつ事例毎のばらつきが大きいため、今後も引き続き継続的に動向を注視していく必要があると考えられた。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1 論文発表

なし

2 学会発表

なし

H. 知的財産権の出願・登録状況

なし

I. 引用・参考文献

なし

